

令和5年10月市議会臨時会
副市長報告案件説明

報告案件につきまして御説明申し上げます。

報告第38号から報告第40号までの3件につきましては、いずれも事故に係る損害賠償で、報告第38号は、本年6月、市内川中島で発生した物損事故に係る損害賠償額について、報告第39号は、本年7月、市内信州新町で発生した施設管理上の事故に係る損害賠償額について、報告第40号は、本年6月、市内朝陽で発生した道路管理上の事故に係る損害賠償額につきまして、市長専決処分指定の件第4の規定により、それぞれ専決処分をいたしたものでございます。

次に、報告第41号及び報告第42号の2件は、いずれも工事変更請負契約に係るもので、報告第41号は、国補 裾花小学校東校舎長寿命化改修建築工事にし、設計労務単価に係る特例措置の適用、仕上げモルタルの補修などにより、契約金額を増額したことに伴うもの、報告第42号は、国補 裾花中学校東校舎外長寿命化改修建築工事にし、設計労務単価に係る特例措置の適用、発注時に確認が困難であった外壁及び内壁のひび割れ数量の増加などにより、契約金額を増額したことに伴うもので、工事変更請負契約の締結につきまして、市長専決処分指定の件第5の規定により、それぞれ専決処分をいたしたものでございます。

報告第43号及び報告第44号につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により義務付けられているもので、地方公共団体の財政の健全度を示す指標として、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

まず、報告第43号 健全化判断比率の報告につきまして、御説明申し上げます。

「健全化判断比率報告書」を御覧いただきたいと存じます。

4つの健全化判断比率のうち、一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示した「実質赤字比率」ではありますが、比率算定の計算結果がマイナスとなりましたので、「実質赤字はない」という結果となったものでございます。

次に、公営企業会計まで含めた市の会計全体を対象とした「連結実質赤字比率」につきましては、同様に比率算定の計算結果がマイナスとなり、「連結の実質赤字はない」という結果となりました。

次に、公債費及び公債費に準ずる経費による財政負担の度合いを示した「実質公債費比率」につきましては、4.9パーセントとなりました。

最後に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を示した「将来負担比率」につきましては、27.7パーセントとなりました。

以上、全ての比率において、「早期健全化基準」を下回る結果となったものでございます。

続きまして、報告第44号 資金不足比率の報告につきまして、御説明申し上げます。

「資金不足比率報告書」を御覧いただきたいと存じます。

この「資金不足比率」につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示したものでございます。水道事業会計など、5つの全ての会計において、比率算定の計算結果がマイナス、すなわち「資金不足がない」という結果となり、いずれも「経営健全化基準」を下回る結果となりました。

以上で、報告案件の説明を終わります。